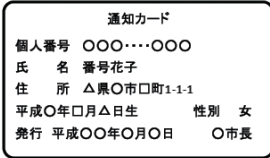


マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

10月以降、1人ひとりにマイナンバーを通知します

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。10月に1人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を通知し、平成28年1月から社会保障、税、災害対策に関する行政手続きで利用を開始します。

10月に通知カードを送付



通知カードは、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバー（個人番号）が記載された紙製のカードです。

「通知カード」は住民票を有する全ての人に個人番号を通知するものです。送付は10月から始まり、住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で届きます。住民票のある外国籍の人も対象です。

なお、住民票の住所と異なる場所に住んでいる人は届きません。また、通知カードには顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は...

次に該当する人は、登録により、現在住んでいる住所（居所）に通知カードの送付が可能です。

○東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している人

○ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為被害者、児童虐待などの被害者

○医療機関・施設などへの長期入院・入所が見込まれ、かつ、住所地に誰も居住していない人

○やむを得ない理由で住所地において通知カードの送付を受けることができない人

▼登録方法
「通知カード」の送付先に係る居所情報登録申請書（※）に必要事項を記入し、次の書類を添付して、9月25日（金）までに提出してください。（郵送の場合、9月25日消印有効）

※申請書は市民課窓口、日吉台出張所などで配布、またはホームページからダウンロードできます。

▼添付書類
次の書類のコピーを添付してください。

○申請者の本人確認書類
○居所に居住することを証する書類

○代理人の代理権を証明する書類（代理人が申請する場合）

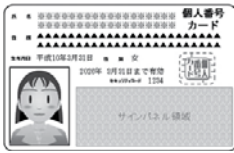
○代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）

▼申請書の提出期限
9月25日（金）まで（郵送の場合は、9月25日消印有効）

▼提出先
○直接提出する場合
市民課窓口または、日吉台出張所窓口

○郵送の場合
〒286-1029 住所不変 富里市役所市民課

希望する人には個人番号カードを交付



個人番号カードは、マイナンバーが記載された顔写真付のプラスチック製のICチップ付きカードです。

個人番号カードは、希望者の申請によって作成されるものです。カードの表面に本人の顔写真が付くため、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにも利用できます。

※初回の発行手数料は当面の間、無料です。

個人番号カードの申請方法

▼交付申請に必要な申請書
申請書は、「通知カード」と同封して送付します。

▼申請から交付まで
市では、次の2つの方法があります。どちらの方法でも、来庁時に本人確認を行います。また、手続きのため、市役所に一度来庁していただきます。

① 交付時来庁方式

申請書は郵送で提出して、個人番号カードの交付は市役所窓口で行います。

② 申請時来庁方式

申請手続きは窓口（市役所市民課窓口または日吉台出張所）で行い、個人番号カードの交付は郵送で行います。

○申請書を窓口へ提出して、「通知カード」を返却する
○「個人番号カード」が郵送で届く

▼注意事項

※個人番号カードの交付は平成28年1月以降です。
※既に住民基本台帳カードを持っている人で、個人番号カードを申請する人は、通知カードと一緒に返納していた

できます。個人番号カードを申請しなければ、住民基本台帳カードは有効期限まで使用可能です。

※公的個人認証サービスも住基カード同様、有効期限（最大3年間）まで使用可能です。ただし、住基カードの有効期限とは異なります。個人番号カードも、公的個人認証サービスに対応しています。

※現在、使用している公的個人認証サービスの有効期限が年内の人は、個人番号カードの交付申請をお早めに手続きすることをおすすめします。

事業者の対応

税務関係の申告書や社会保障関係の申請書などにマイナンバーを記載して提出するなど、事業者での対応が必要になります。詳しくはホームページで確認するか問い合わせてください。

●内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度」
HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hangoseido/>

問い合わせ先

▼手続きについて...
○市民課市民班 ☎(93) 40806
▼マイナンバー制度について...
○マイナンバーコールセンター ☎0570(20)0178
受付時間 月～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後5時30分
○外国語対応 ☎0570(20)0291
○IP電話などで繋がらない場合 ☎050(3)816(9)405 (祝日、年末年始を除く)

2つの給付金のお知らせ

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ先

臨時福祉給付金について
社会福祉課厚生班 ☎(93) 4192
子育て世帯臨時特例給付金について
子育て支援課児童家庭班 ☎(93) 4497

平成26年4月に行われた消費税率引上げに伴い、所得の低い人への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されます。また、子育て世帯への影響を緩和する観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成27年6月分の児童手当を受給し、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
支給額 対象児童1人3,000円
申請期間など 申請期間 11月30日（月）まで
申請方法 対象となる人には、8月下旬に申請書類を郵送します。申請場所や手続方法などは、詳しくは、郵送した書類または、市ホームページなどで確認してください。

臨時福祉給付金

対象 平成27年1月1日において、富里市に住民票があり、平成27年度の市県民税が課税されていない人
※市県民税が課税されている人の扶養や生活保護制度の被保護者になっている場合などは除きます。

支給額

1人6,000円
※今回の臨時福祉給付金は、昨年度とは異なり、加算措置はありません。

市町村や厚生労働省（の職員）などをかたつた不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署（または警察相談専用電話）（#9110）に連絡してください。